個人情報の取扱いに関する同意条項

＜本同意条項は保証委託約款（以下「本規約」という）の一部を構成します＞
第１条　（個人情報の収集・保有・利用等）
申込人及び連帯保証人（契約成立後の契約者を含む。以下同じ）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、下記①から⑥の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じたうえで収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、当社が金庫に対して代位弁済した場合に、その代位弁済額のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること、及び、法令に基づき市区町村の要求に従って申込人及び連帯保証人の個人情報（保証契約書の写し等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものに係る記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の申込人及び連帯保証人管理のために利用すること、を含むものとします。

①申込み時または契約後に申込人及び連帯保証人が提出する保証依頼書等に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、資産、負債及び収入等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、及びお電話等でのお問合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）
②申込人及び連帯保証人の本契約に関する申込日、契約日、契約の種類、契約額、支払回数等契約内容に関する情報（以下「契約情報」という）
③申込人及び連帯保証人のご利用残高、お支払い状況等（申込人及び連帯保証人は、当社が金庫に対して、本契約に関する弁済の経過及び信用状態を随時照会することを同意します）本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
④官報や電話帳等の公開情報
⑤金庫から提供を受けた当該金庫における申込人及び連帯保証人の預金及び貸金取引に関する情報
⑥当社が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項

第２条　（個人信用情報機関への登録・利用）
1. 申込人及び連帯保証人は、当社が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）及び加盟信用情報機関と提携する下記の個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、申込人及び連帯保証人の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される破産等の官報情報等を含む）が登録されている場合には、申込人及び連帯保証人の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
2. 申込人及び連帯保証人は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、並びに、②登録された情報が加盟信用情報機関及び提携信用情報機関の加盟会員により、申込人及び連帯保証人の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
3. 申込人及び連帯保証人は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関及び提携信用情報機関並びにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

＜登録される情報とその期間＞

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から６ヵ月間
③本規約に関する客観的な取引事実（※）	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）５年間

※上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、支払回数、利用残高、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済等の事実を含む）となります。
＜加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号＞
○名　　称：株式会社シー・アイ・シー
所 在 地：〒１６０－８３７５ 東京都新宿区西新宿１－２３－７新宿ファーストウエスト

電話番号：０１２０−８１０４１４
ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp
※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
＜株式会社シー・アイ・シーと提携する提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号＞
○名　　称：株式会社日本信用情報機構
所 在 地：〒１１０−００１４　東京都台東区北上野１−１０−１４　住友不動産上野ビル５号館１０階
電話番号：０５７０−０５５−９５５
ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp
○名　　称：全国銀行個人信用情報センター
所 在 地：〒１００−８２１６ 東京都千代田区丸の内1−3−1
電話番号：０3−３２１４−５０２０
ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
（建物建替えのため、令和２年度まで東京都千代田区丸の内２−５−１に仮移転しております。仮移転先から戻る期日については、決定次第、同センターのホームページに掲載されます。）
※株式会社シー・アイ・シー及び上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（ＣＲＩＮ）を構築しています。
※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当社では行いません）。
第３条　（個人情報の開示・訂正・削除）
1. 申込人及び連帯保証人は、当社、個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、申込人及び連帯保証人自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
①当社に開示を求める場合には、第６条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載等）でもお知らせしております。
当社のホームページアドレス：https://www.chubu-shinkincard.com
②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第２条記載の連絡先へ連絡してください。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、申込人及び連帯保証人は当該情報の訂正または削除の請求ができます。
第４条　（契約が不成立の場合）
契約が不成立の場合であっても、申込人及び連帯保証人が本申込をした事実は、第２条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
第５条　（規約等に不同意の場合）
当社は、申込人及び連帯保証人が本申込に必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部もしくは一部を承認できない場合、本契約をお断りする場合があります。
第６条　（個人情報に関するお問合わせ）
個人情報の開示・訂正・削除等の申込人及び連帯保証人の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は、下記の当社お客様相談室までお願いします。
株式会社中部しんきんカード　＜お客様相談室＞
〒４６０−８５４５　愛知県名古屋市中区錦１−４−６
電話番号　０５２−２０２−０６０１
第７条　（同意条項の位置付け及び変更）
1. 本同意条項は保証委託約款の一部を構成します。
2. 本同意条項は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

個人情報の共同利用について
当社は、個人情報の保護に関する法律第２３条第５項に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載等によって公表するものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意
私（申込人及び連帯保証人）は、次の（１）に規定する暴力団員等または（１）の各号のいずれかに該当する場合、（２）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（１）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、保証委託約款第５条に基づき求償権の事前行使を受けても（保証委託約款第６条に基づき保証委託契約を解約されても）異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何ら請求は行わず、一切私の責任といたします。
（１）貴社との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の①から⑤

のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（２）自らまたは第三者を利用して次の①から⑤までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
⑤その他前記①から④に準ずる行為

（2020.3）